

宮崎県消費者基本計画（仮称）の策定について

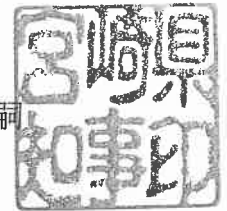


20190-1138

令和7年7月10日

宮崎県消費生活対策審議会長 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



「宮崎県消費者基本計画（仮称）」の策定について（諮問）

このことについて、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年3月10日条例第8号）第33条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

県では、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づき、平成27年6月に宮崎県消費者教育推進計画を策定した。また、令和元年10月に、「若年者への消費者教育の推進」を重点的に取り組むべき事項に加えるなどの改定を行い、「自立した消費者づくり」を基本目標に据え、様々な取組を展開してきた。

近年、デジタル化の進行や高齢化の進展、さらに社会構造の変化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴って消費者被害も複雑化・多様化している。

このような状況から、本県として、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎県消費者教育推進計画の内容を継承・包含する「宮崎県消費者基本計画（仮称）」の策定について諮問するものである。

宮崎県消費者基本計画（仮）の策定について

策定の趣旨

- これまで本県では、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、消費者行政施策を展開してきた。また、宮崎県消費者教育推進計画を平成27年に策定（令和元年に改定）し、消費者教育を推進してきた。
- 近年、デジタル化や高齢化等により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルの内容が多様化・複雑化している。
- 国は、地方消費者行政の充実・強化に向け、「地方消費者行政2020」の中で「地方版消費者基本計画の策定」を政策目標の一つとして掲げ、地方に対応を求めてきた。また、令和7年3月に第5期消費者基本計画を策定し、地方消費者行政の推進について明記している。
- 本県でも、消費者をめぐる社会経済情勢の変化や新たな課題に適切に対応するため、これまでの「宮崎県消費者教育推進計画」を継承・包含した、「宮崎県消費者基本計画」を策定する。

条例の基本理念

消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援

計画の位置づけ

- 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第4条に基づく消費者政策に関する基本的計画
- 消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画

計画の期間

令和8年度から令和12年度

消費者を取り巻く環境の変化

- ◆デジタル化の進展と取引形態の複雑化・多様化
→誰もがトラブルに巻き込まれる可能性
- ◆高齢化の進行
→脆弱な消費者となりうる単身高齢者の増加
- ◆民法改正による成年年齢の引下げ
→社会経験の浅い若者の消費者トラブルの懸念
- ◆自然災害の激甚化・多発化
→便乗した悪質商法やトラブルの発生
- ◆持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり
→人や社会、環境等に配慮した消費行動の重要性

本県における消費生活の現状と課題

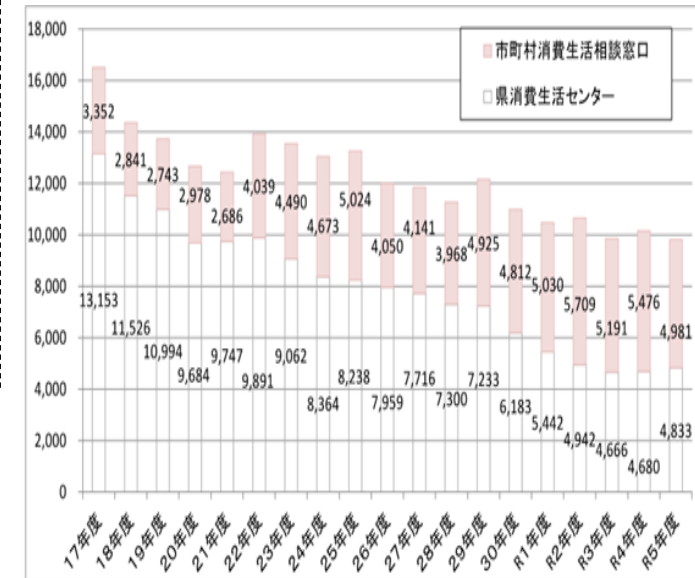
- ◆相談件数は近年約1万件/年で推移
- ◆60歳以上の契約当事者による相談が全体の約45%
- ◆世代ごとに消費者トラブルの特徴が見られる
【主な特徴】20歳未満：オンラインゲームの課金等、20～40歳代：敷金トラブル等、60歳代以上：点検商法等

消費生活に関する県民の意識

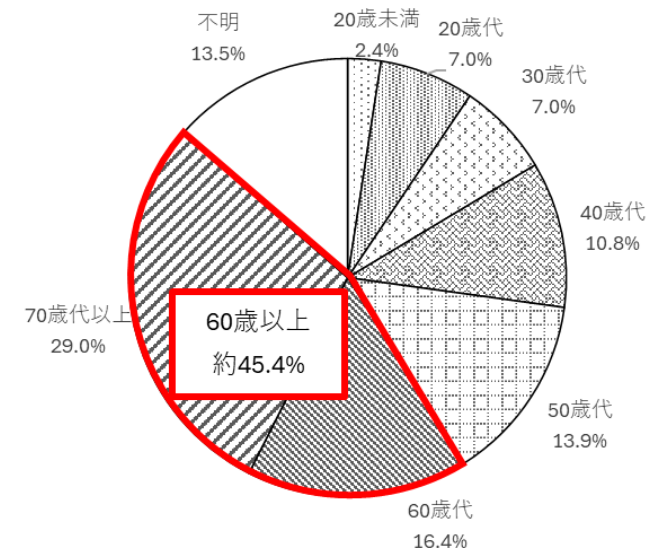
（県民意識調査より）

- ◆「消費者トラブルに関心がある」県民は約65%（H26:68.9%）
- ◆「過去1～2年に消費者トラブルにあったことがある」県民が増加（H26:6%→R6:21.7%）
- ◆トラブルを経験した県民の約60%がインターネットを通じた消費者トラブル
- ◆「トラブルの際に誰かに（どこかへ）相談した」県民は減少（H26:59.3%→R6:36.2%）
- ◆「これまでに消費者教育を受けたことがある」と認知している県民が約36%

（参考1）県内消費生活相談窓口の相談受付件数



（参考2）苦情相談の契約当事者の年代別割合（令和5年度）



宮崎県消費者基本計画（仮称） 策定スケジュール

項目		令和6年度	令和7年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
消費生活審議会						第1回 策定に ついて諮問 		委員 改選	第2回 骨子・素案 審議 			第3回 計画原案に ついて答申 		
県			・現状、課題の整理 ・策定方針の検討 ・関係課関連事業の洗い出し			・骨子の検討 ・素案の検討			計画原案の検討			計画案の検討	計画決定	県議会常任 委員会へ報 告
県民や市町村 の意見の反映	パブリック コメント等	県民意識調査								パブリックコメント				
	市町村			市町村から意見聴取						市町村から意見聴取				